

○富士河口湖町補助金等交付規則

平成15年11月15日

規則第37号

(目的)

第1条 この規則は、法令、条例等(以下「法令等」という。)に特別の定めのあるもののほか、補助金等の交付に関し基本的な事項を定め、もって補助金等に係る予算の執行の適正を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 町が交付する補助金、交付金又は利子補給金をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。

(責務)

第3条 補助事業者等は、法令等の定め及び補助金等の交付の目的に従って適正に補助事業等を行わなければならない。

(補助金等の額)

第4条 補助金等の額は、その事業の状況を勘案し、毎年度予算の範囲内において定める。

(補助金等の交付の申請)

第5条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助事業等の目的及び内容、補助金等の額その他必要事項を記載した申請書に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 工事にあつては、実施計画書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金等の交付の決定)

第6条 町長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請

に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をするものとする。

(補助金等の交付の条件)

第7条 町長は、補助金等の交付の決定をする場合において補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更をする場合においては、町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合は、町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要と認められる条件を付すること。

(決定の通知)

第8条 町長は、補助金等の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金等の交付を申請した者は、前条の規定による通知を受領した場合において当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から20日以内に申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 町長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別な必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定による補助金等の交付の決定の取消しは、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害又はこれに類する事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業等が、その責めに帰すべき事情によらないで遂行することができない場合

3 第8条の規定は、第1項の規定による取消し又は変更をする場合について準用する。

(状況報告)

第11条 町長は、補助事業者等に対し、必要に応じ補助事業等の遂行状況を報告させることができる。

(補助事業等の遂行の指示)

第12条 町長は、補助事業者等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行していないと認めるときは、これに従って当該補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

2 町長は、補助事業者等が前項の規定による指示に従わなかったときは、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告書)

第13条 補助事業者等は、補助事業が完了したとき又は第7条第2号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に別に定める書類を添えて町長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1月を経過した日又は補助金等の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

(補助金等の額の確定)

第14条 町長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の実績の報告を受けた場合においては、書類の審査及び必要に応じ現地調査を行い、その成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知し、補助金等を交付するものとする。ただし、町長が必要と認めるときは、概算払をすることができる。

(決定の取消し)

第15条 町長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金等の交付の条件に違反したとき。
- (3) 法令等又はこれに基づく町長の処分に違反したとき。
- (4) 支出額が予算額に比し著しく減少したとき。
- (5) この規則の規定に違反したとき。

2 第8条の規定は、前項の規定による取消しをする場合について準用する。

(補助金等の返還)

第16条 町長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 町長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 町長は、第1項の規定による返還命令に係る補助金等の交付の決定の取消しがやむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者等の申請により返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

4 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合は、当該補助事業等に係る補助金交付の目的を達成するためにとった措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

5 第8条の規定は、第1項又は第2項の規定による返還命令及び第3項の規定による期限の延長又は取消しをする場合について準用する。

(加算金及び延滞金)

第17条 補助事業者等は、第15条第1項の規定による取消しに関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ当該補助金等の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

3 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を町に納付しなければならない。

4 町長は、第1項又は前項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者等の申請により加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

5 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、当該補助金等の返還を遅延させないためにとった措置及び当該加算金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考と

なる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

6 第8条の規定は、第4項の規定による免除をする場合について準用する。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年11月15日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の河口湖町補助金等交付規則(昭和52年河口湖町規則第4号)、勝山村補助金等交付規則(平成10年勝山村規則第10号)又は足和田村補助金等交付規則(昭和57年足和田村規則第21号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(上九一色村の編入に伴う経過措置)

3 上九一色村の編入の日前に、上九一色村補助金等の交付に関する条例(昭和56年上九一色村条例第23号)又は上九一色村補助事業審査委員会規則(昭和56年上九一色村規則第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平18規則2・追加)

附 則(平成18年規則第2号)

この規則は、平成18年3月1日から施行する。